

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

県政広報幹
海外戦略調整幹
魅力発信幹

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

上席秘書幹
秘書幹
航空戦略幹
海外戦略調整幹

に改め、  
 本部の課長

及び	創造幹	を削
----	-----	----

参事	参事	を
	危機管理監	

困難な業務を行う副所長	博物館長
上席政策調査幹	近代美術館長

博物館長	困難な業務を行う校長
------	------------

困難な業務を行う校長
困難な業務を行う副所長

本部長
副理事
統括監


副理事
-----

部等の副局長
近代美術館長


本部長
部等の副局長
統括監

監察
----

局長
----

知事戦略公室長
---------

に改め、同表の八医療職給料表(一)等級別職務区分表中

保健所長
------

--

保健所長
次長

統括監
-----

--

医務技監
------

に改

附則

第96。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。